

くらし

◎区設戸塚小売市場・3月のイベント

●ミニフリーマーケットの出店者を募集

【日時】3月25日(日)午後1時～4時(雨天実施)

【対象】区内在住・在勤・在学の方、11名(店)

【出店料】無料

【申込み】往復はがきに記載例(3面左上参照)のとおり記入し、3月20日(必着)までに新宿消費生活センター(〒169-0075高田馬場4-10-2) ☎(3365)6100へ。応募者多数の場合は抽選。

◎新宿区環境白書(平成18年度版)を発行しました

環境白書は3月22日(日)以降、環境保全課・環境学習情報センター・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館で配布します。

●環境白書を読む会を開催

【日時】3月28日(木)午後2時～4時

【会場】環境学習情報センター(西新宿2-11-4、エコギャラリー新宿2階)

【内容】環境問題に対する各施策の取り組みの成果や今後の課題等の報告。「環境基本計画」の見直しについて、「新宿区環境基本計画見直しワークショップ」(学識経験者・区民・事業者で構成)のメンバーと参加者との意見交換

【費用】無料

こども・教育

◎子どもセンターまつり2007

●遊んで、体験して!

中学生の実行委員が大人と協力して、子ども向けのイベントを開催します。

【日時】3月18日(日)午前11時～午後3時

【会場】大久保地域センター(大久保2-12-7)

【内容】ゲームコーナー(宝探し・輪投げ・賞品が当たる抽選会ほか)、食べ物コーナー(焼き芋・焼きそば・すいとんほか。有料)、中学生ベンチャー体験コーナー、バザーほか

【問合せ】新宿子どもセンター協議会事務局(第1分庁舎4階、生涯学習振興課地域教育係内) ☎(5273)3610へ。

福祉

◎家族介護者教室

①賢い消費者になる～守ろう高齢者の生活

【日時】3月27日(火)午後2時～3時30分

【会場】戸塚特別出張所(高田馬場1-17-20)

【内容】悪質商法の手口を体験、被害に遭ったときの対処方法、個別相談会(新宿区消費生活センター相談員)

②アロマストレッチで介護疲れを癒やそう
【日時】3月31日(土)午後2時～4時

【持ち物】新宿区環境白書(事前に郵送します)

【申込み】はがきかファックス(催し名・郵便番号・住所・氏名・電話番号を記入)で、3月20日(必着)までに環境保全課環境推進係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273)3763・☎(5273)4070へ。先着70名。

◎落合第二地域センターの団体登録を受け付けています

●6月1日(金)開館

登録団体は一般利用の半額で集会所等が利用できるほか、一般利用に優先して、2か月前から申し込みができます。

【登録できる団体】コミュニティー活動を目的とし、次のすべてに該当する団体。①会員数が5名以上で、その過半数が区内在住、②代表者または責任者が明確で、かつ区内在住、③規約に基づく運営・活動を行っている、④入会・脱会が自由

【登録受付日時】月～金曜日(祝日等を除く)午前8時30分～午後5時

【登録手続きに必要なもの】①登録申請書(落合第二特別出張所で配布。または同出張所ホームページからも取り出せます)、②団体の規約、③会員名簿。要件を確認し、後日登録証を発行します。

▶6月分の利用受け付け…登録団体は4月7日(土)から、その他の一般利用は5月10日(木)から

【登録受付場所・問合せ】落合第二特別出張所(中落合4-13-7) ☎(3951)9177へ。

◎子ども映画会

【日時】3月29日(木)午後3時から

【対象】中学生以下の方、100名(同伴者も可)

【上映作品】「フランダーズの犬」

【費用】無料

【会場・申込み】当日直接、中央図書館(下落合1-9-8) ☎(3364)1421へ。先着順。

◎頭の良くなる「子ども囲碁教室」

【日時】4月14日～20年3月22日の第2・第4土曜日、午前10時～12時

【対象】小学1年生～中学3年生の初心者の方、30名

【費用】1,000円(1年分)

【会場・申込み】費用をお持ちの上、大久保地域センター(大久保2-12-7) ☎(3209)3961へ。先着順。

【会場】大久保地域センター(大久保2-12-7)

【内容】癒やしの香りの中でストレッチ体操を楽しむ

……………〈以下共通〉……………

【対象】高齢者を介護している方ほか、

①は20名程度、②は30名

【費用】無料

【申込み】電話で、①は高田馬場地域包括支援センター ☎(3203)3143、②は大久保地域包括支援センター ☎(5291)6639へ。先着順。

バイク・軽自動車の廃車手続きは3月30日(金)までに

譲渡・売却・盗難・廃棄などでバイクや軽自動車を現在所有していない方は、廃車の届け出をしないと、所有しているものとして課税されます。3月30日(金)までに手続きをすれば、19年度の軽自動車税は課税されません。次の場所で、早めに手続きをしてください。なお、転入・転出された方も住所変更の手続きが必要です。

【手続場所・問合せ】原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊等…区役所税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139、二輪車(125ccを超えるもの)…練馬自動車検査登録事務所(練馬区北町2-8-6) ☎050(5540)2032、軽四輪・軽三輪…軽自動車検査協会(港区港南3-3-7) ☎(3472)1561へ。

教育フォーラム・新宿

●話そう!子どものこと、学校のこと

「今の子どもたちは、どんなことを考えているの?」「今の学校って、どうなっているの?」。2年間、子どもにかかわる現場で活動してきた子どもの生き方パートナー・乙武洋匡さんと一緒に考えます。

【日時】3月27日(火)午後2時～4時(1時30分開場)

【内容】第1部…基調講演「今の子どもたちのコミュニケーション～2年間の活動を通して」(乙武洋匡・子どもの生き方パートナー)、第2部…教育座談会「新宿の子どもたちの今」(パネリスト兼コーディネーター…乙武洋匡、パネリスト…内藤頼誼・区教育委員会委員長、白井裕子・区教育委員、川越秋廣・戸塚第二小学校長、八島行久・落合中学校長)

【費用】無料

【会場・申込み】当日直接、牛込笹塚区民ホール(笹塚町15)へ。先着200名。

【問合せ】教育政策課企画調整係(本庁舎4階) ☎(5273)3074・☎(5273)3510へ。託児・手話通訳を希望する方は、3月19日(月)までに同課にご連絡ください。



区立障害者福祉センター手話講習会

【日時】5月8日～20年3月4日の火曜日、午後6時30分～8時30分、全40回(数回は日曜日に実施)

【会場】区立障害者福祉センター会議室ほか

【対象】区内在住・在勤の15歳以上(18歳未満の方は保護者の同意が必要)で、年間を通じて参加できる方、初級コース60名・中級コース40名・上級コース(障害者福祉センターの講習会で中級コースを終了または学習歴2年以上の方)20名・手話通訳コース(学習歴3年以上で、受講後、新宿区の登録手話通訳者試験を受験し、活動できる方)10名

【内容】▶初級…初めて手話を学ぶ方に基礎技術の習得、▶中級…初級終了程度までの技術・知識を持つ方に基本的な会話ができるよう技術の向上、▶上級…手話通訳者として実践的な活動ができるよう技術の向上、▶手話通訳…新宿区の登録

手話通訳者を目指す方に登録手話通訳者試験受験のための技術習得

※上級コース、手話通訳コースに申し込んだ方は、同センターで試験を実施します(上級コース…4月17日(火)午後6時30分から、手話通訳コース…4月24日(火)午後6時30分から)。

【費用】2,000円(教材費等)

【申込み】往復はがきに記載例(3面左上参照)のほか、職業(勤務先)・希望コース(初・中・上級、手話通訳の別)・手話経験歴を記入し、3月31日(必着)までに区立障害者福祉センター(〒162-0052戸山1-22-2) ☎(3232)3711・☎(3232)3344へ。

これまでに、同センターで受講した方は、同じコースの再履修はできません。



◎自立支援特殊寝台とマットレスの貸与を助成

貸与の助成を受けている方に更新の申請書を送りました。早めに申請してください。新たに助成を希望する方は、申請してください。

【対象】次のすべてに該当する方。①18年3月31日現在、介護保険の特殊寝台を貸与されていた方で、18年4月1日の介護保険制度の変更により、貸与の対象から除外された経過措置対象者、②生活保護受給世帯または、世帯全員が住民税非課税または、税制改正の経過措置により介護保険の利用者負担段階が3段階となる方、③申請時に介護保険で要支援(経過的要介護含む)または要介護1と認定された方

【貸与品】特殊寝台(手動高さ調節6段階・手すり付き)とマットレス(マットレス

タイプ用)

【自己負担額(月額)】特殊寝台…230円、マットレス…160円

◎介護保険の通所サービスを利用する際の食事代の減額期間を延長

19年3月31日まで減額が承認されている方には更新の申請書を送りました。早めに申請してください。新たにこの減額制度の対象となる方は、申請してください。

【対象】利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税

【対象となるサービス】新宿区内にあり、区にこの減額制度の実施を届け出た事業所が提供する通所介護・通所リハビリテーション

【減額内容】通所サービスで提供を受けた食事代1食につき200円を上限に減額(減額する金額は各事業所の設定している食事代により異なります)

【申請・問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176へ。

3月は道路交際環境整備強化推進期間

この運動は、道路の正しい利用と道路環境の美化を進め、道路を安全で快適なものとするため、毎年3月に実施しています。

▶ルールを守り、道路を正しく使いましょう、▶歩道上や車道の白線内に物を置くと、障害者・高齢者の方や児童が通行しにくく迷惑です。特に、置き看板・商品・のぼり旗や自転車・バイク等の放置は、事故の原因にもなりますのでやめましょう、▶道路での作業や不正な使用、不要となった自転車・自動車・家具・電気製品等の道路への不法投棄もやめましょう、▶二輪車や高齢者の事故が増加しています。交通安全に努めましょう。

【問合せ】環境土木部管理課監察係(本庁舎7階) ☎(5273)3847、牛込 ☎(3269)0110・新宿 ☎(3346)0110・戸塚 ☎(3207)0110・四谷 ☎(3357)0110警察署の交通課交通規制係へ。

医療費を有効に使いましょう～老人保健法医療受給者証(マル老)をお持ちの方へ

区が医療機関に支払っている老人医療費の財源は、国民健康保険などの各種医療保険が負担する「拠出金」と、国・東京都・区が負担する「公費」です。拠出金は医療保険加入者の保険料で、公費は税金でまかなわれているため、医療費の増加は区民の方の負担増につながります。新宿区が17年度に医療機関等に支払った老人医療費は約226億円で、受給者1人当たりでは約789,000円になります。

◎医療費を有効に使うために一人一人が、病気の予防や上手な

受診を実践することは、自分自身の健康の維持だけでなく、医療費の節約にも役立ちます。

次の3点を心掛けましょう。

- ①定期的な健康診断で病気の早期発見・早期治療に努めましょう。
- ②かかりつけの医者を持ちましょう。
- ③同じ病気で複数の医療機関を受診することは、薬の重複による病状の悪化の心配もあるため、検査の受診等以外ではなるべく避けましょう。

【問合せ】高齢者サービス課医療助成係(本庁舎2階) ☎(5273)4562へ。